

令和元年10月4日

各 位

秋田県信用組合

不祥事件発生とお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、当組合において下記の不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とする地域金融機関におきまして、このような事態を招いたことについて役職員一同深く反省いたしております。

また、日頃から当組合を信頼し、お取引をいただいている組合員の皆さま、地域の皆さまおよび関係する皆さまに改めて心からお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

当組合田代支店において元パート職員(50歳代 女性)が、平成25年10月から令和元年8月にかけて、店内の金庫室内に保管していた硬貨袋の中身の入換えおよびオートキャッシャー機を不正に操作するなどし、複数回にわたって現金を抜き取り、累計金額10,275千円(実質損失0円)を着服しておりました。

なお、着服金につきましては全額弁済を受けております。

2. 関係機関への報告

監督官庁等への報告をすでに行っております。

3. 関係者の処分

元パート職員につきましては、懲戒解雇処分といたしました。また、理事長以下関係する役職員についても、経営責任、管理監督責任を明確にするため、内部規程に基づき懲戒処分を行いました。

4. 今後の対応

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、こうした事態が二度と発生しないよう再発防止策を徹底し、法令等遵守態勢および内部管理態勢の充実・強化を図り、役職員一丸となって皆さまからの信頼回復に向け全力で取組んでまいります。

以 上

※本件に関する問い合わせ先： 秋田県信用組合 総務部
(電話 018-831-3551 平日 9:00~17:00)